平成２１年（フ）第２６０６号
大阪市淀川区西宮原１丁目３番22―507号
破産者　有限会社アイチ
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０７号
大阪市住吉区千躰２丁目８番19―902号
破産者　Ｐｒｉｎｃｅｓｓ　Ｇｅｎｅｒａｌ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０８号
大阪府大阪狭山市西山台３丁目５番18号
破産者　株式会社Ｐｕｃｃｈｉｎ　ｐｒｉｎｃｅｓｓ
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６２号
大阪府東大阪市徳庵本町７番２―725号、前住所大阪市住吉区我孫子東１丁目10番12号ラフォーレ我孫子筋701号
破産者　大山　裕美
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１７号
大阪市西区南堀江４丁目33番11号
破産者　株式会社ベステムユタカ
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５６２号
大阪市中央区本町４丁目４番27号細井ビル３階
破産者　ダイワ交易株式会社
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４１号
大阪市北区中津４丁目５番19号
破産者　株式会社塗装シロ
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５９号
大阪市西区本田３丁目４番29号
破産者　株式会社秀和装工
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６７号
大阪府大東市氷野３丁目12番14号
破産者　有限会社あずさコーポレーション
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９０号
広島県江田島市大柿町大原1279番地の５
破産者　重松建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４号
福岡県飯塚市飯塚18番７号
破産者　株式会社永水スポーツ
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４８７号
北九州市小倉北区中島１丁目１番１―201号
破産者　株式会社エム・アンド・エス構造
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根898番地５　２Ｆ
破産者　砂川　巨安
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１０８５６号
東京都足立区入谷７丁目３番９号
破産者　ジェイエスエス株式会社
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９７号
横浜市神奈川区三ツ沢中町７番19号
破産者　株式会社勇凜社
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３５号
横浜市南区別所１丁目12番５号
破産者　株式会社サンフレックス
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７８号
埼玉県戸田市大字上戸田５番地の１　グリーンフォレスト戸田205号室、破産手続開始時の住所埼玉県戸田市美女木２丁目32番地の17
破産者　井上　幸夫
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
埼玉県久喜市葛梅２丁目６番地４、破産手続開始決定時の住所埼玉県久喜市葛梅450番地69
破産者　川嶋　淳一
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２０号
埼玉県蕨市北町１丁目19番１号　プチメゾンいなだ101号
破産者　高橋　和己
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６０号
さいたま市中央区本町東３丁目３番15号　アーバングリーン岩崎Ｂ棟201号
破産者　海津　　強
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

第明治三十三種郵便物認可